

新潟市消防職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第9号

新潟市消防職員服務規程の一部を改正する規程

新潟市消防職員服務規程（平成3年消防局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「消防手帳」を「消防職員証」に改め、同条第1項中「消防手帳、立入検査証及び名刺（別に定める様式）5枚以上」を「消防職員証」に改め、同条第2項中「消防手帳」を「消防職員証」に、「消防手帳取扱規程（昭和27年新潟市消防本部訓令第11号）」を「新潟市消防職員証規程（令和6年新潟市消防局訓令第8号）」に改める。

第21条を次のように改める。

（履歴書等）

第21条 新たに職員に採用された者は、速やかに履歴書を提出しなければならない。

2 前項の履歴書には、学校の卒業証明書又はこれに準ずる証明書を添えなければならない。

3 職員は、第1項の履歴書を提出した後、氏名、住所、学歴、資格等の履歴事項に異動を生じたときは、その事実を証明する書類を添えて速やかに局長に届け出なければならない。

第22条を削り、第22条の2を第22条とする。

第28条中「別記様式第6号」を「別記様式第1号」に改める。

第29条を次のように改める。

（旅行等の届出）

第29条 職員は、海外旅行、県外旅行又は宿泊を伴う県内旅行（新潟市内を除く）をし

ようとするときは、別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号により所属長（所属長が旅行等する場合は局長）に届け出なければならない。

別記様式第 1 号、別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第1号（第28条関係）

復 命 書							書				
命令番号 第 号 令和 年 月 日受理 司 議							令和 年 月 日復命 主 管				
局長	企画監	次長	次長	課長	課長 補佐	係長	係	課長・署 長	補佐・ 課長	係長	係
出 張 者	所 属			職 名		氏 名 平					
期 間	年 月 日から			年 月 日まで		泊 日					
出 張 先											
用 務											
出張先における 面会者											
概 要 及 び 所 見											
資 料 添 付	・あり			・なし							

注（1）復命は、帰庁後すみやかに行うこと。

（2）概要及び所見欄に全部を記載できない場合は、別紙とすること。

市外旅行等届

年度

階級・氏名	日程		種別	本人印	請求月日	確認				備考		
						署長	課長	係長	所長		係	
	月	日から	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日から	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日から	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日から	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市内（市外宿泊）		月	日						

別記様式第 4 号を削る。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。